

空襲への備え

■防空体制

昭和6（1931）年から陸軍の指導により、防護団という民間組織がつけられました。満州事変以降、政府は防空体制の整備を進め、昭和9（1934）年7月には、新潟市において防空演習が実施されました。昭和12（1937）年4月、政府により「防空法」が制定され、民間による防空が義務化されました。防空演習は度々実施され、住民の国防意識を高める役割を果たしました。また、都市部だけでなく農村部でも防空演習が実施されました。

新潟市内に、B29爆撃機が飛来するようになると、昭和20（1945）年5月から建物の強制的な疎開が始まりました。このいわゆる建物疎開は、重要施設の空襲による類焼を防ぐため、建物の周囲を空き地にするものです。全国の重要都市で実施されましたが、住民の建物は取り壊され、住民も強制的に避難させられました。



大郷村（現新潟市南区）の
防空演習燈火管制計画書
（当館蔵）

■原子爆弾投下の危機

新潟県は昭和20年7月25日「新潟県人員疎開実施要綱」を出し、新潟市と長岡市の市民の疎開に本腰を入れました。その後、8月1日の長岡空襲、8月6日には広島、8月9日に長崎へ原子爆弾が投下されると、新潟県知事らは、8月10日午後から緊急会議を開き、新型爆弾（原子爆弾）投下の可能性があることから、新潟市民の緊急疎開を命じる知事布告を公表しました。実際に、新潟市は本州西北海岸で重要性が増してきた新潟港をもつことから、アメリカから原爆投下の候補地の一つとして挙げられました。しかし、工場と居住地域が遠く離れており、効果が限定的であることから、候補から外れています。この布告は、11日に町内会を通じて市民に知らされましたが、うわさは広まり10日の夜から疎開が開始され、市内は無人に近い状態で終戦を迎えました。